**〇　クロマグロ混獲回避機器等支援で取得した機器等の管理運営規程（例）**

**第１条（目的）**

この規程は、水産業競争力強化緊急事業クロマグロ混獲回避活動支援のうち、混獲回避機器等支援で取得した機器等の適正な管理と円滑な運営を図ることを目的とする。

**第2条（機器及び漁具等の内容及び管理）**

この規程の定置網または漁船漁業に導入する機器及び漁具等の内容は次のとおりとし、機器等の管理台帳を作成して管理するものとする。

管理台帳に記載する管理項目等は、漁業種類別（定置網漁業、漁船漁業）に、また混獲回避を行うための機器等別に（機器導入、漁具改良、漁法転換）設定する。

（管理項目例）

　〇漁業種類：定置網漁業（所在地（〇〇地先）、定置漁業権番号、規模）

　　　　　　：漁船漁業　（所在地（漁港）、漁法、船名、使用者、登録番号、トン数）

〇取得機器又は改良漁具等の名称、機種又は型式、改良漁具等の構造、製造元

〇転換前後の漁法、転換後の漁具及びその構造、製造元

〇機器等の導入数量

　〇取得した年月日、改良した年月日、転換した年月日

　〇経費の配分：取得機器、改良漁具、漁法転換に要した事業費用（本体価格＋消費税（税込））と負担区分（助成金、自己負担金）

　〇収得機器等の処分制限期間（耐用年数、処分制限年月日）

〇その他（特筆すべき管理事項が有れば記載すること。）

**第3条（機器及び漁具等の設置場所）**

* 1. 機器及び漁具等の設置場所は事業実施者の漁業根拠場所（〇〇地先　漁業権番号）
  2. 機器及び漁具等の設置場所は事業実施者が所有する漁船内とする。

**第4条（管理責任者）**

この機器及び漁具等の管理責任者は事業実施者とし、事務を司るため〇〇広域水産業再生委員会内に管理員を置くことができる。管理員を置く場合は〇〇広域水産業再生委員会の協議により任命するものとする。

**第5条（利用者の範囲）**

この機器及び漁具等の利用者は事業実施者に限る。

**第6条（機器及び漁具等の保全に関する事項）**

　利用者が故意または、重大な過失によりこの機器及び漁具等を毀損又は滅失したときは、その程度によって損害金を支払わなければならない。

**第7条（その他）**

事業実施者は、特定非営利活動法人　水産業漁村活性化推進機構で定めた「水産業競争力強化緊急事業クロマグロ混獲回避活動支援のうち、混獲回避機器等支援で取得した機器等の管理運営について」を遵守しなければならない。

附則

第1条（施行期日）

・この規程は令和〇年〇月〇日より施行する＊。

＊施行期日は交付決定日以降の設置年月日を記入。

・規程例の事業実施者という記載部分については、事業実施者氏名を記入する。

・財産管理台帳（機器導入又は漁具改良等\*）例については、別添資料を参照のこと。

　　（＊：財産管理台帳は本体の取得価格が50万円以上のものを対象とする。）